

一 第2章 処務 一

大雪地区広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則

平成15年9月3日

規則第1号

大雪地区広域連合規約（平成15年7月22日北海道知事許可）第14条の規定により広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、次のとおりとする。

第1順序 副広域連合長 美瑛町長

第2順序 副広域連合長 東神楽町長

附 則

この規則は、平成15年9月3日から施行する。